

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市飲用井戸等衛生管理指導要綱の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第10号。以下「省令」という。）」及び環境省（制定当時の所管は厚生省）が定める「飲用井戸等衛生対策要領（以下「国要領」という。）」が改正され、令和8年4月1日から水質基準及び検査項目に「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が追加されます。「静岡市飲用井戸等衛生管理指導要綱（以下「本市要綱」という。）」では、飲用井戸等で実施する水質検査について、省令で定める水質基準項目を対象とし、国要領の表記を引用し検査項目を例示していることから、省令及び国要領の改正に伴い本市要綱を一部改正します。

4 規則等の案の内容

給水開始前及び定期の水質検査項目の例示に「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」を追加します（第3条関係）。また、語句の修正、その他所要の改正を行います。

5 規則等を施行する時期(予定)

令和8年4月1日